

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和2年11月7日(土)~同年12月14日(月)
案件番号:145209635

意見提出者一覧

意見提出者 6件(法人:2件、個人:4件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	株式会社オプテージ
-	個人4件

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見 1 本省令案等に賛同。 接続料の適正性・透明性の向上により電気通信市場における公正競争環境の確保に寄与するものであり、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益にも大きく貢献する。	考え方 1	
「接続料の算定等に関する研究会」第四次報告書で示された予測値の算定方法及び原価の適正性向上等について、このたび迅速に制度的措置を講じていただいたことについて、MVNO市場の発展に寄与する取り組みであり、感謝申し上げます。 なお、意見募集の対象となっている省令案等については、接続料の適正性・透明性の向上により電気通信市場における公正競争環境の確保に寄与するものであり、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益にも大きく貢献すると考えるため、賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案		
意見 2 本省令案に賛同。 恣意性排除、客観性確保、総務省における再現を可能とする観点から、予測値算定にかかる情報、データ、計算式等について開示・提出を求めることや、原価算定の適正性向上のため、ステップ2及びステップ3における配賦整理書の作成・提出を求めることは重要。 省令改正を踏まえて提出された情報、データ等をもとに、総務省にて精緻に比較検証したうえで、審議会への報告等を通じ、有識者の視点を交えてさらに検証を行うこと、その検証結果等について可能な限りMVNOに開示することを要望。	考え方 2	
本省令案に賛同いたします。 恣意性排除、客観性確保、総務省における再現を可能とする観点から、二種指定事業者に対して、省令案に記載の予測値算定にかかる情報、データ、計算式等について開示・提出を求めることは重要と考えます。また、原価算定の適正性向上のため、ステップ2及びステップ3における費用の抽出・配	賛同の御意見として承ります。 なお、予測値の算定方法の適正性の検証については、提出された情報等を用いて行うとともに、審議会への報告等を行うこととします。ただし、報告の結果公表に当たっては、秘匿性の	無

意見	考え方	修正の有無
<p>賦の考え方や手順を明確化すべく配賦整理書の作成・提出を求めることも重要であります。</p> <p>省令改正を踏まえて提出された情報、データ等をもとに、総務省にて各社の予測値の算定方法や算定に用いられたデータ等についてより精緻に比較検証いただいたうえで、審議会への報告等を通じ、有識者の視点を交えてさらに検証を行っていただきたくお願いいたします。</p> <p>加えて、より透明性を高める観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに開示いただくことが重要と考えますので、強く要望いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>高い経営情報に該当する情報以外の情報を用いることとします。</p>	
<p>意見3</p> <p>本省令案に賛同。</p> <p>予測値の算定において、より多くの区分や計算式について、接続料に影響を与え得る要素を適切に反映することは、予測と実績の差額が大きくなりたくない措置として必要であり、ステップ2及びステップ3における費用の抽出・配賦の考え方や手順を明確化することは、原価算定の適正性向上に資する。</p> <p>総務省において、二種指定事業者の取り組みが適切に行われているか等を継続的に注視するとともに、問題がある場合には、早期の解決に向けた措置を講ずることを要望。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>データ伝送交換機能の接続料等は、MVNOの原価の大半を占めるものであることから、接続料に関する予見性のさらなる確保やキャッシュフロー負担等の競争条件について、MNOとMVNOとの間の同等性を早急に確保することが、モバイル市場の競争活性化に重要と考えます。</p> <p>この点、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、より多くの区分や計算式について、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映することは、予測と実績の差額が大きくなりたくない措置として必要であり、また、ステップ2及びステップ3における費用の抽出・配賦の考え方や手順を明確化することは、原価算定の適正性向上に資するものと考えため、省令案に賛同いたします。</p> <p>なお、総務省殿においては、省令案で示された内容に基づき、二種指定事業者の取り組みが適切に行われているか等を継続的に注視いただくとともに、問題がある場合には、早期の解決に向けた措置を講じていただくことを</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、予測値の算定方法の適正性の検証については、提出された情報等を用いて行うとともに、審議会への報告等を行うこととします。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
平成28年総務省告示第107号の一部を改正する告示案		
<p>意見4</p> <p>本告示案に賛同。</p> <p>予測と実績の乖離等についてMVNO自らの努力である程度予想できるようにする観点から、二種指定事業者からMVNOに対し、予測値の算定区分ごとに、過去実績値・見込み値・計算式等の情報開示がなされることは重要。(同旨2者)</p> <p>総務省において、二種指定事業者における情報提供の状況を引き続き注視するよう要望。(同旨2者)</p>	考え方4	
<p>本告示案に賛同いたします。</p> <p>予測と実績の乖離等についてMVNO自らの努力である程度予想できるようにする観点から、二種指定事業者からMVNOに対し、予測値の算定区分ごとに、過去実績値・見込み値・計算式等の情報開示がなされることは重要と考えます。</p> <p>総務省においては、二種指定事業者における情報開示にかかる取組について引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、二種指定事業者によるMVNOへの情報提供が適切に行われているかについては、引き続き注視していきます。</p>	無
<p>原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についてMVNOへ情報提供されることは、二種指定事業者とMVNOで同等の予見性を確保することに資すると考えます。この点、予測値の算定方法に係る二種指定事業者からMVNOへの情報開示について、本告示案で示された内容に賛同いたします。今後、総務省殿においては二種指定事業者における情報提供の状況を注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定)の改定案		
<p>意見5</p> <p>予測接続料の適正性向上に資すると考え、本改定案に賛同。</p>	考え方5	
<p>二種指定事業者において、より多くの区分について、予測対象年度における見込みを適切に反映いただくことで、予測接続料の適正性向上に資すると</p>	賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の有無
<p>考えますので、本改定案に賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
<p>意見6</p> <p>本改定案に賛同。</p> <p>精算接続料が予測接続料を上回った場合にMVNOが追加的に支払う費用について、MVNOの要望に応じて、二種指定事業者において柔軟に対応することは、MVNOのキャッシュフロー改善に寄与する。</p>	考え方6	
<p>予測と実績の乖離を極小化することが最も重要であります。精算接続料が予測接続料を上回った場合にMVNOが追加的に支払う費用について、MVNOの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等、二種指定事業者において柔軟に対応いただけることは、MVNOのキャッシュフロー改善に寄与するものと考えますので、本改定案に賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
<p>意見7</p> <p>不測の事態が生じた場合は、既存の措置だけでは十分に対処できないことから、当該事態が予測接続料にどのような影響を与えるかについて、二種指定事業者からの適時かつ具体的な情報提供が重要。(同旨2者)</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事象のような重大な後発事象については、特に接続料に与える影響が大きいことも想定されるため、本ガイドライン案に記載の「自主的な取組みとしてMVNOへの個別対応」ではなく、関係する全てのMVNOに対する適時・適切な情報提供が必要。(同旨2者)</p> <p>MVNOにとっては事業収支における影響把握の早期化が最も重要であるため、平時においても予測接続料算定時との状況変化が生じた場合には、二種指定事業者からMVNOに対する適時かつ具体的な情報提供を要望。</p> <p>総務省において、二種指定事業者における情報提供の状況を引き続き注視するよう要望。(同旨2者)</p>	考え方7	
<p>既に接続料算定の早期化、需要の対前年度比開示の早期化等、MVNOにおける予見可能性確保のための措置を講じていただいておりますが、不測の事態が生じた場合は、それら措置だけでは十分に対処できないことから、少なくとも、当該事態が予測接続料にどのような影響を与えるかについて、適時かつ具体的に情報提供いただくことが重要と考えます。</p>	今回の新型コロナウイルス感染症に伴う事象のような予測接続料に大きな影響を与える重大な後発事象が生じた場合には、MVNOにおける予見性の確保の観点から、二種指定事業者において、MVNOからの求めに応じて、開示が可能	無

意見	考え方	修正の有無
<p>その点、今般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックのような重大な後発事象については、特に接続料に与える影響が大きいことも想定されるため、本ガイドライン案に記載の「自主的な取組みとしてMVNOへの個別対応」ではなく、関係するすべてのMVNOに対し適時・適切に情報提供することを義務付けることが公正競争の確保には不可欠であると考えます。</p> <p>なお、キャッシュフロー改善策等もさることながら、MVNOにとっては事業収支における影響把握の早期化が最も重要でありますので、不測の事態が生じた場合のみならず、平時においても予測接続料算定時との状況変化が生じた場合には、二種指定事業者からMVNOに対して適時かつ具体的に情報提供、情報開示いただくことを強く要望いたします。</p> <p>また、総務省においては、二種指定事業者における情報開示にかかる取組について引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>な範囲で、適時・適切な情報提供が行われるようにすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、平時等の情報提供の在り方については、今般のガイドライン案に記載した重大な後発事象に係る情報提供の状況を注視するところ、今後の参考として承ります。</p>	
<p>MVNOが二種指定事業者とさらなる公正な競争性を確保するには、MVNOが二種指定事業者と同等の予見可能性を確保することが重要だと考えます。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症に伴う不測の事態を始めとした、接続料について予測算定時と状況変化が生じた場合は、MVNOからは知り得ない情報であるため、二種指定事業者からMVNOに対して適時かつ具体的に情報提供、情報開示がなされることが望まれます。</p> <p>この点、多くのMVNOにとって、予測接続料に大きな影響が見込まれる場合、その影響度合い等の情報は、MVNOの事業展開等において、非常に重要と考えられることから、「MVNOとの個別対応」ではなく、全てのMVNOに対し、迅速かつ積極的に情報提供いただくことが重要と考えます。今後、総務省殿においては二種指定事業者における情報提供の状況を注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
その他		
意見 8 ナンバーポータビリティや期間拘束契約に関する意見。	考え方 8	
携帯電話は、ポータビリティをたくても、国の指導で違約金が無くなった安くなったのは、現実にはスマホと携帯電話のみなのご存じですか？	いただいた御意見は参考として承ります。	無

意見	考え方	修正の有無
<p>携帯キャリアは従来スマホや携帯の機種変更や新規契約の際に、お得感と割引を利かすためにタブレット等を無料で使えるもしくは安く使えるという事をうたい文句にセット販売していました。</p> <p>その頃に契約した契約は、AUの場合で電話が2年縛り+タブレット3年縛りで絶対違約金から逃げられない契約状態になっているのです。</p> <p>国が違約金をやめなさいと言ったのは電話回線についてなので、携帯各社は急ぎ電話についての違約金は廃止もしくは1000円程度に変更できるプランを出してきました。ですが、電話+タブレットでセット契約をさせられている場合。電話を違約金のないプランに変更すると、タブレットはスマホプランに変更できないため電話を新プランに変えたと同時にセット割引が消え同月よりタブレット側で高額請求が上がる仕組みになっているのをご存じでしょうか？</p> <p>また、テザリング及びWifi、格安SIM等の普及により、キャリアを移れば安価に通信を継続できるようになった昨今、スマホの違約金はかからなくてもセット側のタブレットで基本使用料の月額が2倍から3倍程度に跳ね上がり、尚且つ、タブレットの解約には2~3万の違約金が設定されているのにポータビリティの3000円程度を廃止もしくは安価にしたところで、3年契約のタブレットがネックで新プランへの変更のしようがないのが現実です！</p> <p>通信事業を成長させるために5Gなど新しい企画に代わるのは、国の成長戦略に沿ってるのかは知りませんが。3Gからスマホに変えるのが怖いのは身の回りで多くの方に、こういった携帯各社の恐ろしい請求がなされてきたからです。菅さんの携帯料金が高いという言葉を受けて携帯各社が出したプランは、結局根本解決にはつながっておらず、見えないところでバレないように高額請求が当たり前で継続しています。ポータビリティ無料化は助かりますが、その前に全キャリアの全ての契約を安く維持管理できるように違約金廃止及び、データ契約・音声契約それぞれ最低限すべての人間が無理なく持てる程度に変更できるようにしてください。結局貧乏人はがんじがらめで動けない。本当に生活がギリギリの人はほとんどが電話をやめて行きます。現実を見てほしい!!!</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

意見	考え方	修正の有無
意見9 発信者情報開示に関する意見。	考え方9	
発信者情報開示に関する意見(本案に対する意見ではないと思われるため省略します。) 【個人3件】	本改正案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に情報提供いたします。	無